

## 会 議 録

会議の名称	令和3年 第10回 白岡市教育委員会定例会
開催日	令和3年8月5日(木)
開催時間	午前9時30分 開会 ・ 午前10時30分 閉会
開催場所	白岡市立中央公民館 1階 学習室2
教育長の氏名	長 島 秀 夫
出席者(委員等)の氏名	長 島 秀 夫 新 井 二 郎 山 崎 美 佐 江 和 田 玲 子 小野目 如 快
欠席者(委員)の氏名	
説明員の職・氏名	学校教育部長 河 野 彰 生涯学習部長 阿 部 千 鶴子 教育総務課長 岡 安 久美子 参事兼教育指導課長 村 松 淳 一 いきいき教育課長 大 橋 浩 明
事務局職員の職・氏名	教育総務課 主査 山田真規子
点検評価員	石塚 敏雄
会議次第	開会 日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 委任事務等報告事項 日程第3 議事 日程第4 その他の事項 閉会
配布資料	別添のとおり
傍聴者数	0人

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
長島教育長	<p><b>1 開会</b></p> <p>令和3年第10回白岡市教育委員会定例会への出席に対し謝意を表す。</p> <p>出席委員5名で定足数に達しているため令和3年第10回白岡市教育委員会定例会の開会を宣した。</p>
長島教育長	<p><b>2 日程第1 会議録署名委員の指名</b></p> <p>白岡市教育委員会会議規則第15条の規定により新井二郎委員及び小野目如快委員を指名した。</p>
長島教育長	<p><b>3 日程第2 委任事務等報告事項</b></p> <p>委任事務等報告事項1の区域外就学1件、委任事務等報告事項2の令和3年度就学援助の認定7件は、個人に関する情報が含まれるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づく3分の2以上の委員の同意により非公開とし、日程第3議案第15号令和4年度使用中学校における教科用図書決定については、意思決定過程に関する情報に該当することから、非公開とした。</p> <p style="text-align: center;">(傍聴人一時退席)</p>
長島教育長	<p>委任事務等報告事項の1及び2について事務局に報告を求めた。</p>
河野学校教育部長	<p>委任事務等報告事項の1及び2について概要説明を行った後、村松参事兼教育指導課長に詳細説明を委ねた。</p>
村松参事兼教育指導課長	<p>報告第1 区域外就学について</p> <p>報告第2 令和3年度就学援助の認定について別添資料に基づき報告を行った。</p>
長島教育長	<p>委任事務等報告事項の1及び2について委員からの質疑等を求めた。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
長島教育長	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑を求めたが質疑がないため、委任事務等報告事項の1及び2について報告済とした。</p>
長島教育長	<p><b>4 日程第3 議事</b></p> <p>議案第15号 令和4年度使用中学校における教科用図書 の決定について 事務局に提出議案の説明を求めた。</p>
河野学校教育部長	<p>議案第15号について概要説明を行った後、村松参事兼教育指導課長に詳細説明を委ねた。</p>
村松 参事兼教育指導課長	<p>別添資料に基づき報告を行った。</p> <p>(非公開案件につき省略)</p>
長島教育長	<p>ほかに質疑等を求めたが質疑がないため、議案第15号令和4年度使用中学校における教科用図書の決定については、原案のとおり決定した。</p> <p>(傍聴人入室)</p>
長島教育長	<p>議案第16号 白岡市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓 に関する条例の一部を改正する条例について 事務局に対して提出議案の説明を求めた。</p>
河野学校教育部長	<p>議案第16号の概要説明を行った後、村松参事兼教育指導課長に詳細説明を委ねた。</p>
村松 参事兼教育指導課長	<p>別添資料に基づき詳細説明を行った。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
長島教育長	議案第16号について、委員からの質疑等を求めた。
A委員	この条例以外の規則等の押印廃止の手続きはどのようになるのか。
村松 参事兼教育指導課長	今回教育委員会で議決いただければ、9月議会に上程する予定である。ほかの例規は今後教育委員会定例会に上程する。
岡安教育総務課長	現在、行財政改革推進室で取りまとめているが、教育に係る規則等は教育総務課が取りまとめて、12月定例会に報告予定である。
長島教育長	ほかに質疑等を求めたが質疑がないため、議案第16号白岡市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定した。
長島教育長	議案第17号 白岡市いじめ防止対策推進委員会条例の一部を改正する条例について 事務局に対して提出議案の説明を求めた。
河野 学校教育部長	議案第17号について概要説明を行った後、村松参事兼教育指導課長に詳細説明を委ねた。
村松 参事兼教育指導課長	別添資料に基づき詳細説明を行った。
長島教育長	議案第17号について、委員からの質疑等を求めた。
A委員	法務局関係者が加わるとのことだが、当市において深刻な状況のいじめとかはあったか。
村松 参事兼教育指導課長	いじめ防止対策推進委員会が附属調査機関を兼ねているが、当市では、そういった重大ないじめは無かったため調査はなかった。

発言者	議題・発言内容・決定事項
A 委員	いじめ防止対策推進委員会が開催される際、教育委員会事務局からは、どういった方が同席されているのか。
村松 参事兼教育指導課長	昨年度は、教育長、学校教育部長、教育指導課長、担当指導主事が同席していた。
A 委員	<p>いじめ防止対策推進委員会に上がってくる案件があれば、定例会として開催されると思うが、重大、深刻ないじめ等の案件があった場合の事務的な流れ、過程についてどのような形で会議が開催されるのか。調査機関と言う位置づけもあるとのことで、各委員の責任が大きくなったと思われる。一人ひとりの役割等、各自の委員がどのような責任を負い、どのような動きをしなければならないのか伺う。また、現場の先生方、校長先生も含めてどのようにその案件に関わるのか。仮定としてだが起こった場合、どう言った動きになるのか教えていただきたい。</p>
村松 参事兼教育指導課長	<p>例えば、学校で初期対応が中々うまくいかずに、重大な事態に発展し、保護者から第3者を交えた調査の依頼があった場合は、こちらが動く形になる。</p> <p>また、別にお子さんが自殺をしてしまった。この原因が分からないで仮に自殺の可能性があったら、調査の必要性が生じ、いじめ防止対策推進委員会が動いていくと思われる。基本的には、教育委員会が主体となり、調査機関を立ち上げて、事態について調査・報告する必要性があり、また内容等については、委員各位から色々のご助言をいただきながら調査を進めていく。調査の方法や調査項目などについては、いじめ防止対策推進委員会で提案していただき、それを受け、教育委員会や学校で調査を行い、その調査結果を、いじめ防止対策推進委員会に報告していく流れになる。</p>
B 委員	いじめの原因が分かった時、その後どこまで対応、面倒を見ていくのか。方向性はどういう感じになるのか。

発言者	議題・発言内容・決定事項
村松 参事兼教育指導課長	<p>いじめ防止対策推進委員会に対し、報告やアドバイスを行う。当事者同士が和解をすることが一番ではあるとは考えている。その後、継続していじめが再び起きていないかどうか、経過を見ながら学校へ指導をしていく。</p>
C委員	<p>日頃、いじめ防止対策推進委員会は、定期的に定例会のように開催されるということだと思うが、議題や内容が重大な案件となった場合、それに対して、学校としてどうするべきか、普段の定例会ではどのような内容で話し合いをして、いじめ防止のためのアドバイスを行っているのか。例えば、学校でこういうことが困っているとあった場合、そういった案件も受け入れて話をしているのか。会議の内容について説明いただきたい。</p>
村松 参事兼教育指導課長	<p>昨年度のいじめ防止対策推進委員会の内容としては、今後のいじめ防止対策と言うことで会議を開催した。各学校でいじめをどのように防止しているのか、各学校から資料提供いただき、意見等もいただいている。意見の一例としては、子ども達からアンケートをとっているが、子ども達が最近のアンケートについて正直に書いてくれない、答えてくれないと言った傾向があり、アンケートの取り方を工夫する必要がある。また、教育委員会として子ども達の意見を直接くみ取る、拾う方法はないかと言った意見もいただいている。他市における事例などについても各委員から紹介いただき、見守り方や実際にいじめと思われる事例が発生した時の最初の対応方法などの意見をいただいているところである。</p>
C委員	<p>それぞれの学校に、他市の状況を説明している。また、いじめた事案と言うより、防止するためやいじめを発見するためのアドバイスを普段は定例会で行っているという事で、校長先生は、その意見を参考に自校での取組みについて尽力していくということで理解した。今後においても雰囲気的に何でも相談しやすい、いじめ防止対策推進委員会としていただきたいと思う。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
長島教育長	<p>新たなメンバーが加わることになり、色々な職種の方がメンバーとして、様々な角度から意見をいただきとても参考になると思った。今後も指導が広がればよいと願っている。</p> <p>ほかに質疑等を求めたが質疑がないため、議案第 17 号白岡市いじめ防止対策推進委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定した。</p>
	<p><b>5 日程第 4 その他の事項</b></p>
長島教育長	その他の事項について事務局に報告を求めた。
岡安教育総務課長	(1) 小学校の校庭における空間放射線量測定結果について
〃	(2) 学校給食用食材の放射性物質検査結果について
阿部生涯学習部長	(3) 白岡市文化財保存活用地域計画の認定について
〃	(4) 7月の教育委員会諸事業結果報告について
大橋いきいき教育課長	(5) パラリンピック聖火リレーの中止の件について
長島教育長	その他の事項について委員からの意見等を求めた。
D 委員	<p>今年度から給食用食材は学期ごとに減らしたと説明があった。放射線量測定は月 1 回の測定で、担当の先生の手間を考えると、数値も安定しており、今後は給食食材と同じように減らしてもよいのではないかと思うがいかがか。</p>
岡安教育総務課長	平成 23 年から測定がスタートし、10 年経過するが、数値も安定しているので、今後は回数を減らしていくことも検討していきたいと思う。
A 委員	文化庁長官の認定を受けると、どのようなメリットがあるのか。計画に対してどのような推進力があるのか伺う。
阿部生涯学習部長	文化財を次の世代に継承していくことが目的である。国の登録文化財に対して提案を述べることや国庫補助事業で改修するに当たり優遇措置として補助が受けやすくなる。

発言者	議題・発言内容・決定事項
A 委員	<p>令和7年度までの5か年なので、期間中、文化財がきちんと保存されることを期待する。</p> <p>放課後子ども教室は、多くの方が参加された。たくさんの方のネットワークつながりがあると思う。今後も期待する。</p>
長島教育長	<p>文化財の計画書は冊子になるのか。</p>
阿部 生涯学習部長	<p>ホームページは計画書の全文を載せている。多くの市民の方に見ていただくために、広報紙の配布時期に合わせて、簡単な概要版を回覧したいと考えている。</p>
長島教育長	<p>白岡にも良いものがある。自分の町に愛着と誇りを持つ人が少しでも増えればいいと思う。</p>
阿部 生涯学習部長	<p>文化財は優れた指導者が文化財に指定するものという流れであった。自分たちの町にこういう身近な文化財があることをこの計画で地域の方々に知っていただく、その文化財を守り伝えていく市民の思いを大切にしていきたい。今後、市民会議を立ち上げていく予定である。</p>
C 委員	<p>文化財が認定されたのは嬉しいことである。地域計画の特徴として、市民提案型の仕組みづくりはどういうものか。</p>
阿部 生涯学習部長	<p>提案者は複数の市民による団体、地元の愛護団体、祭りなどを守っている地域の方々もいる。仮称だが、白岡遺産保存活用市民会議を立ちあげたいと考えている。</p>
長島教育長	<p>ほかに意見等を求めたが、意見等がなかったため、その他の事項について終了とした。</p>
長島教育長	<p><b>6 閉会</b></p> <p>以上ですべての日程を終え、閉会を宣した。</p> <p>以下余白</p>



議事の内容・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

教 育 長

議事録署名委員

議事録署名委員